

## 標識

---

### (問 1)H21

他の宅地建物取引業者が行う一団の建物の分譲の媒介を行うために、案内所を設置する宅地建物取引業者は、当該案内所に、売主の商号又は名称、免許証番号等を記載した国土交通省令で定める標識を掲示しなければならない。

正しい（様式 11 号の2）

---

### (問 2)H24

宅地建物取引業者A社(国土交通大臣免許)が行う宅地建物取引業者B社(甲県知事免許)を売主とする分譲マンション(100戸)に係る販売代理について、A社が単独で当該マンションの所在する場所の隣地に案内所を設けて売買契約の締結をしようとする場合における次の記述につき、宅地建物取引業法の規定により、正誤をつけよ。

エ A社は、当該案内所に法第 50 条第 1 項の規定に基づく標識を掲げなければならないが、当該標識へは、B社の商号又は名称及び免許証番号も記載しなければならない。

正しい（様式 11 号の2）

---

**(問 3)H26**

宅地建物取引業者が、他の宅地建物取引業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理又は媒介を、案内所を設置して行う場合で、その案内所が専任の宅地建物取引士を置くべき場所に該当しない場合は、当該案内所には、クーリング・オフ制度の適用がある旨を表示した標識を掲げなければならない。

**正しい**（様式 11 号の3）

---

**【宅建動画の渋谷会】**

<https://shibuyakai.com/>

★宅建通信講座★

●「平成 29 年版 宅建基本問題演習講座」  
——佐伯竜講師——全 34 回 36 時間 27 分 1 秒

<https://shibuyakai.com/takken/dvd20.html>

●「平成 29 年版 宅建基幹講座」【全分野セット】  
——佐伯竜講師——全 61 回 55 時間 15 分 34 秒

<https://shibuyakai.com/takken/dvd19.html>

様式第十一号の二（第十九条関係）

標 識

<p><b>宅地建物取引業者票（代理・媒介）</b></p> <p>この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で分譲する宅地建物の内容を表示しています。</p>				
免 許 証 番 号	国土交通大臣 知事 ( ) 第 号			
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
商 号 又 は 名 称				
代 表 者 氏 名				
この場所に置かれている 専任の宅地建物取引士の氏名				
主たる事務所の所在地	電話番号 ( ) -			
この場所における 業務の内容	業 務 の 態 様	契約の締結・契約の申込みの受理等		
	取 扱 っ 宅 地 建 物 の 内 容	名 称		
		所 在 地		
売 主	商号又は は名称		免許証 番 号	国土交通大臣 ( ) 第 号 知事
← 35 cm 以上 →				

45cm 以上

備 考

本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。

「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

様式第十一号の三（第十九条関係）

標 識

<p><b>宅地建物取引業者票（代理・媒介）</b></p> <p>この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で分譲する宅地建物の内容を表示しています。</p>				
免 許 証 番 号		国土交通大臣 知事 （ ） 第 号		
免 許 有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
商 号 又 は 名 称				
代 表 者 氏 名				
主たる事務所の所在地		電話番号（ ） ー		
この場所における業務の内容	業 務 の 態 様	案内等		
	取 り 扱 う 宅 地 建 物 の 内 容	名 称		
		所 在 地		
売 主	商号又は名称	免許証 番 号	国土交通大臣 知事 （ ） 第 号	
<p>この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります</p>				
<p>35 cm以上</p>				

53cm 以上

備 考

本標識中の次の文言は2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。

「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」